

ポイント-2：災害に強い都市の構築

◆道路施設の耐震補強

「大阪府都市整備部 地震防災アクションプログラム」(平成27年3月発行・令和4年8月改定)の実施計画に基づき、大規模災害時に緊急車両が確実に通行できるよう、道路橋の耐震化を図ります。具体的には、広域緊急交通路の橋長15m未満の橋梁など46橋のうち、令和4年度までに19橋が耐震化済、令和6年度までに残る27橋の耐震化を図ります。また、大河川を跨ぐ橋梁など53橋の耐震化も順次、着手していきます。(令和4年度までに3橋が耐震化済)



橋脚の補強
(府道 泉佐野岩出線・田尻町)



落橋防止対策
(国道 423号・豊能町)

<令和5年度主な事業箇所>

府道 堺狭山線 亀ノ甲跨道橋(大阪狭山市) など

◆道路施設の災害対策

南海トラフ巨大地震による津波や、近年増加している集中豪雨などの災害に対応するための対策を図ります。具体的には、平成27年道路防災点検結果に基づく要対策箇所271箇所のうち、令和4年度までに176箇所が対策済、令和6年度までに残る95箇所の対策を図ります。

【整備前】



【整備後】



道路法面对策(府道 岸和田港塔原線・岸和田市)



空気式遮断機による通行規制
(府道 岸和田牛滝山貝塚線・岸和田市)



道路情報提供装置
(府道 堺阪南線・岸和田市)

<令和5年度主な事業箇所>

国道 423号(豊能町)、国道 371号(河内長野市) など

◆道路の無電柱化

令和4年4月改定の「大阪府無電柱化推進計画」に基づき、都市防災の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の観点から無電柱化を推進します。また、大阪府無電柱化地方部会の市町村部会などにおいて、情報共有や技術支援を行い、市町村管理道路の無電柱化も促進します。

大阪府無電柱化推進計画【概要】

■無電柱化の目的、優先的に取り組む箇所について

①都市防災の向上

広域緊急交通路（重点14路線）のうち、後方支援活動拠点から、南海トラフ巨大地震などの大規模地震で大きな被害が想定される都心部や沿岸部へ向かう緊急車両の通行ルートや防災拠点へアクセスする道路及び密集市街地事業地区内の幹線道路

②安全で快適な歩行空間の確保

バリアフリー法に基づく、特定道路や生活関連経路で、市町村と連携が図れる箇所

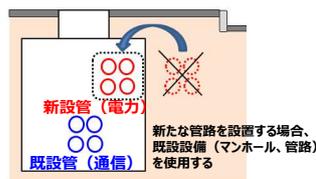
③良好な都市景観の確保

観光地周辺の道路や市町村の市街地開発事業等で、一体的に整備が図れる箇所

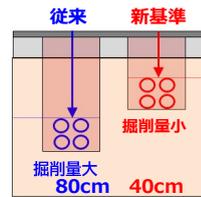
上記に関わらず、市街地における新設道路は無電柱化

■無電柱化を推進する方策

- ①広域緊急交通路の無電柱化を加速（5か年加速化対策予算などの積極的な活用）
- ②低コスト手法の導入（既存設備を利活用した整備、埋設位置を浅くした整備）
- ③道路の占用制限など（電柱新設を禁止する占用制限）
- ④関係者相互の連携・協力と市町村への技術支援



既存設備を利活用した整備



埋設位置を浅くした整備



倒壊による道路閉鎖



歩行空間の阻害



電線による景観阻害

<令和5年度の主な事業路線>

国道 176号（豊中市）、府道 伏見柳谷高槻線（高槻市）、府道 京都守口線（枚方市・守口市）
国道 308号（東大阪市）、国道 480号（和泉市）、府道 岸和田港塔原線（岸和田市） など

【無電柱化の事例】国道 176号（豊中市）

【抜柱前】



【抜柱後】

